

平成 27 年 3 月 26 日

株式会社東京証券取引所 上場推進部 御中

一般社団法人 信 託 協 会

「インフラファンド市場の開設に伴う上場制度等の整備について」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

	意見等
1	<p>「2. インフラ市場の上場商品について」において、「(3) 外国インフラファンド信託受益証券」を除いては、受益証券発行信託の受益証券は整備対象とされていない。</p> <p>一方で、受益証券発行信託は「上場インフラ市場研究会報告」(平成 25 年 5 月 14 日)において、投資信託や投資法人と並び、インフラファンドの組成形態の一つとして言及されており、ETF 等の上場実績や法制面での安定性において投資信託等に劣後するものではなく、また、多様なスキームを提供し投資家の選択肢を広げることはインフラファンドの活性化につながるものと思料する。</p> <p>以上のことから、将来、受益証券発行信託の受益証券についても、内国インフラファンド及び外国インフラファンドの組成形態として頂きたい。</p>

以 上